

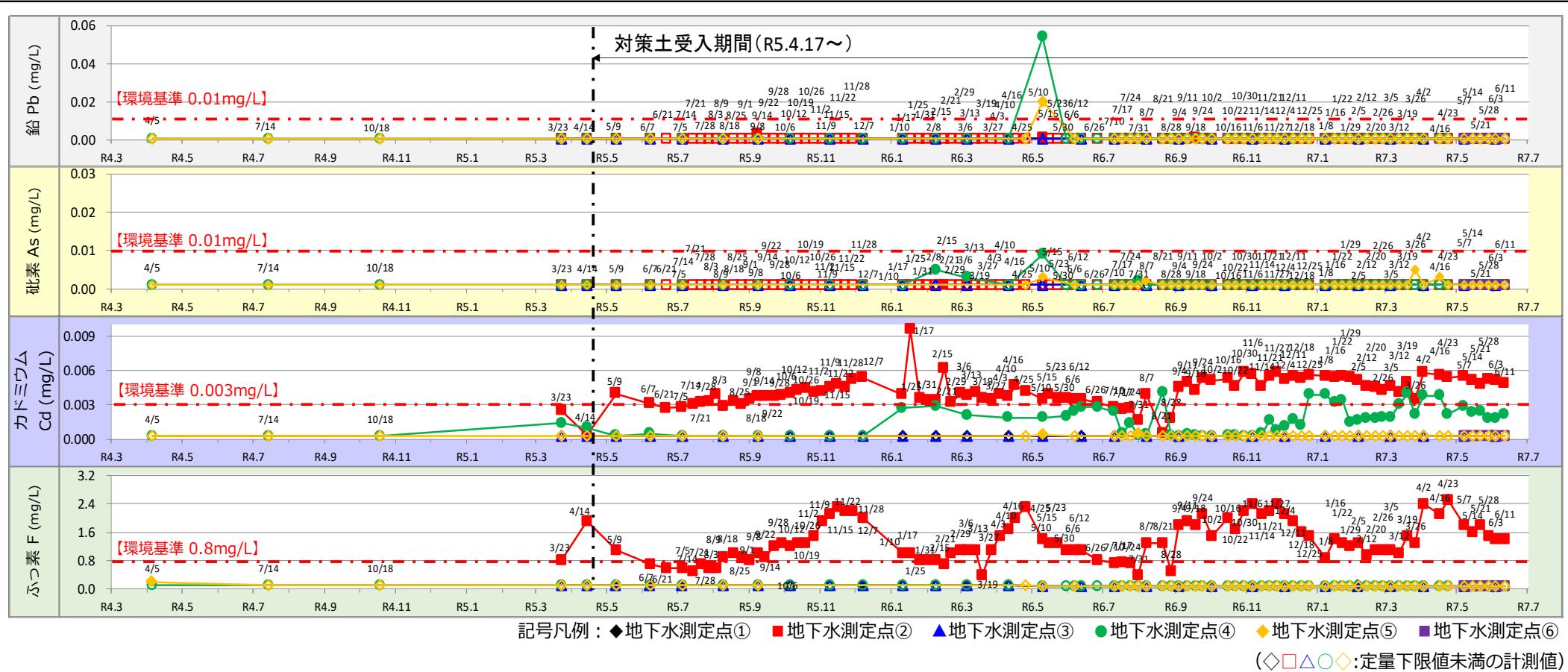
対策土受入地のモニタリング結果 <小樽市張碓地区C>



対策土受入地のモニタリング結果 <小樽市張碓地区C>

○ モニタリング結果(地下水)

発生土受入地における鉛・砒素・カドミウム・ふつ素の濃度の推移



※ 定量下限値未満の計測値は定量下限値(鉛・砒素:0.001mg/L、カドミウム:0.0003mg/L、ふつ素:0.1mg/L(R6.4以前)、0.08mg/L(R6.5以後))として記載しています。

※ カドミウムについて、R6.12.25以降は地下水測定点④において一時的な基準値超過が確認されております。融雪剤等による一時的な影響である可能性があるため、融雪剤の影響が少ない地下水測定点⑥を新たに設置し、両孔でモニタリングを継続しています。

○ モニタリング結果(地下水)

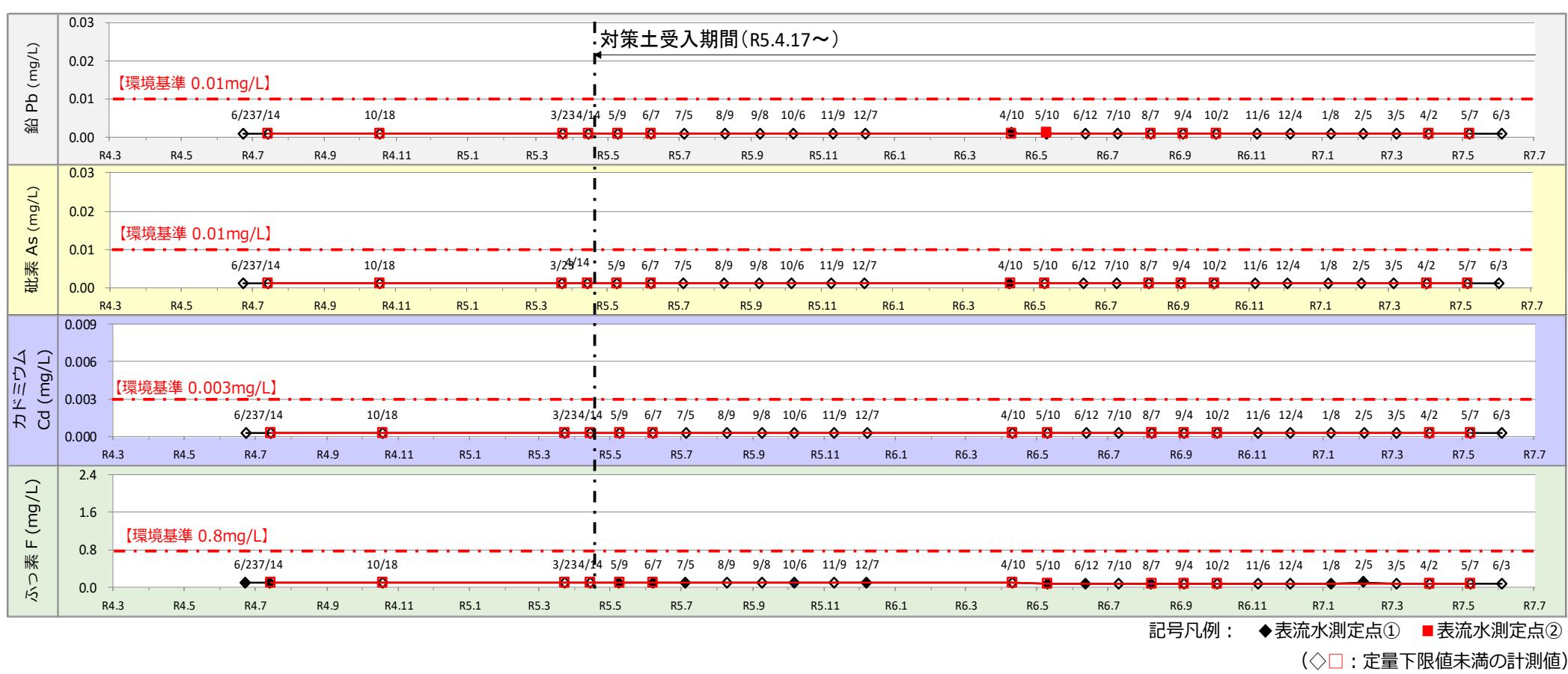
発生土受入地における鉛・砒素・カドミウム・ふつ素の濃度の推移(留意点・過去の経緯)

- ※ 定量下限値未満の計測値は定量下限値(鉛・砒素:0.001mg/L、カドミウム:0.0003mg/L、ふつ素:0.1mg/L(R6.4以前)、0.08mg/L(R6.5以降))として記載しています。
- ※ 鉛について、R6.5.10に地下水測定点④⑤において計測結果が基準値を超過していますが、その後のモニタリング(④:R6.5.30、⑤R6.6.6)以降は基準値以下を確認しています。
- ※ カドミウムについて、R5.5.9に地下水測定点②で計測結果が基準値を超過していますが、当該時点ではカドミウムを含む対策土の受入れは行っていないことから、基準値超過の原因は対策土の搬入によるものではないと判断しています。基準値超過の原因について、融雪に伴う一時的なものであることが想定されたことから、モニタリングの強化は行わず翌月の計測結果を確認することしました。R5.6.7も引き続き基準値を超過したため、モニタリングの強化を行っています。R5.6.21に基準値以下となつたことを確認しましたが、R5.7.21より再び基準超過を確認したためモニタリングの強化を継続しています。ふつ素と同様に、原地盤由来の季節変動(雨水の浸透量(地下水位)の変化)により、一時的に基準値以下となる傾向(R6.7.10～R6.7.31、R6.8.21～R6.8.28)がありますが、その後も基準超過が継続しているため、モニタリングの強化を継続しています。
- ※ ふつ素について、R5春季に地下水測定点②にて基準値超過しましたが、当該時点ではふつ素を含む対策土の搬入前から基準値超過が確認されたことから、その原因は対策土の搬入によるものではないと判断しております。R5.6.7には基準値以下となつたことを確認しましたが、カドミウムの基準超過に伴い、以降はモニタリングを強化しています。その後は基本的に基準超過が続いておりますが値の変動があり、夏場に一時的に基準値以下となる傾向(R5.6.7～R5.8.3に基準値以下→R5.8.9以降は基準超過(一時基準適合はあり)、R6.6.26～R6.7.31に基準値以下→R6.8以降は再び基準超過)が確認されました。これは、季節変動に伴う雨水の浸透量(地下水位)の変化が原地盤由来のふつ素濃度に影響を与えたものと考えられます。引き続きモニタリングの強化を継続しています。
- ※ 地下水測定点⑤のR5.9.8以降は、渴水により採水できておりませんでしたが、代替井戸設置によりR6.4.25以降測定を再開しています。

対策土受入地のモニタリング結果 <小樽市張碓地区C>

○ モニタリング結果(表流水)

発生土受入地における鉛・砒素・カドミウム・ふつ素の濃度の推移

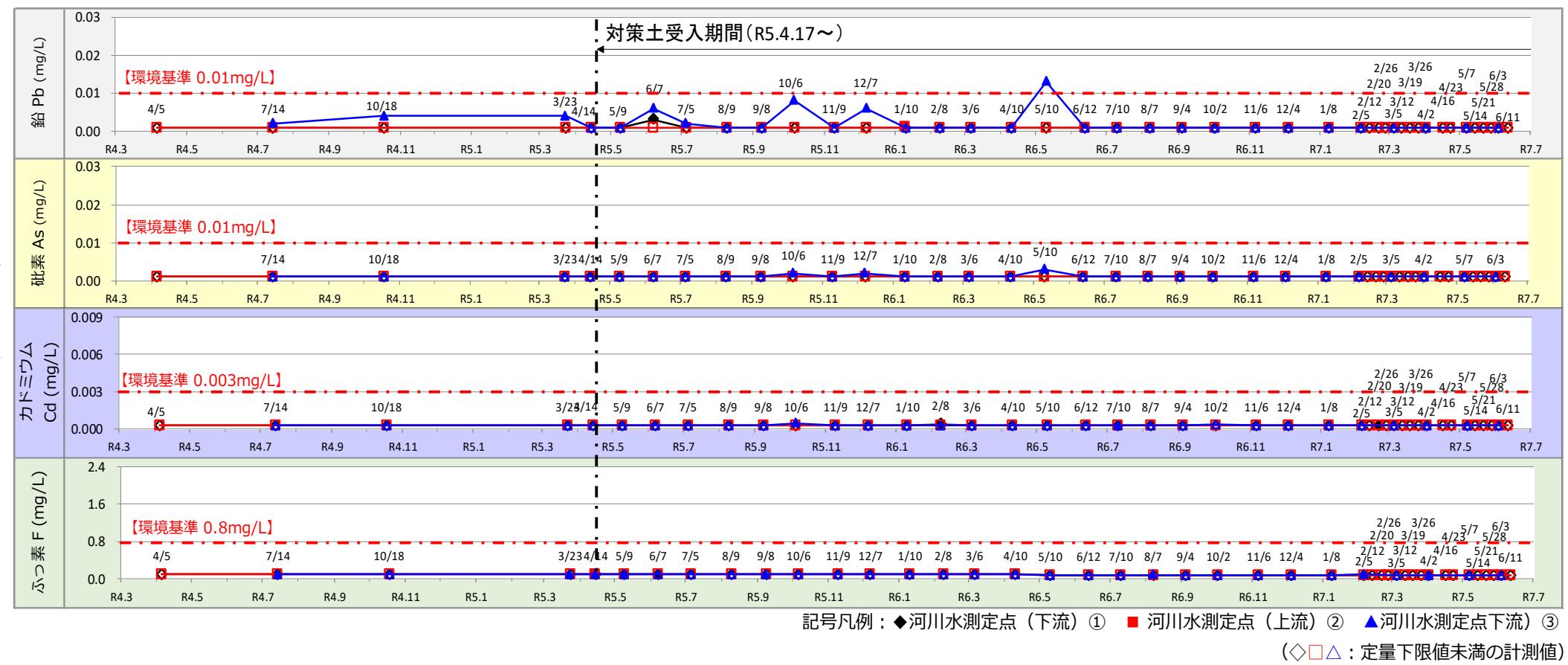


※ 定量下限値未満の計測値は定量下限値(鉛・砒素:0.001mg/L、カドミウム:0.0003mg/L、ふつ素:0.1mg/L(R6.4以前)、0.08mg/L(R6.5以後))として記載しています。

※ 表流水測定点①はR6.1.12以降採水できておりませんでしたが、R6.4.10以降測定を再開しております。表流水測定点②はR5.7.5以降は渴水のため採水できておりませんでしたが、R6.4.10以降測定を再開しております。なお、表流水測定点①②については時期によって発生土受入前から断続的に湧出している水理特性を有しているため、採水可能な時期に測定を行うこととしています。

対策土受入地のモニタリング結果 <小樽市張碓地区C>

○ モニタリング結果(河川水) 発生土受入地における鉛・砒素・カドミウム・ふつ素の濃度の推移



※定量下限値未満の計測値は定量下限値(鉛・砒素:0.001mg/L、カドミウム:0.0003mg/L、ふつ素:0.1mg/L(R6.4以前)、0.08mg/L(R6.5以後))として記載しています。

※河川水測定点(下流)①および河川水測定点(上流)②は、付近に位置している地下水測定点④においてカドミウムが環境基準値を超過したため、R7.2.5以降モニタリングを強化しています。